２　前項の場合において、令和二年度九月調整基準額が負数となる地方団体（次項及び第四項において「要調整団体」という。）で、前項第二号の額を加算した後の額がなお負数となるものは、総務大臣の定める方法によって、当該負数となる額に相当する額を返還しなければならない。

３　第一項の場合において、要調整団体で、同項第二号の額が零又は負数となるものは、総務大臣の定める方法によって、令和二年度九月調整基準額に相当する額を返還しなければならない。この場合において、令和二年度九月震災復興特別交付税額は零とする。

４　要調整団体以外の地方団体について、第一項の規定によって算定した令和二年度九月震災復興特別交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

５　第二項及び第三項の規定によって返還する額が著しく多額である場合その他特別の理由がある場合には、総務大臣は、当該返還額の一部を令和三年度以降に繰り延べて返還させることができる。

（令和二年度三月震災復興特別交付税額の算定方法）

第四条　各道府県及び各市町村に対して、令和三年三月に交付すべき震災復興特別交付税の額（次条において「令和二年度三月震災復興特別交付税額」という。）は、第二条各号に規定する算定方法に準じて算定した額から令和二年度九月震災復興特別交付税額として当該各号によって算定した額をそれぞれ控除した額の合算額とする。

（令和二年度三月震災復興特別交付税額の加算及び減額）

第五条　令和三年三月において、令和二年度三月震災復興特別交付税額は、前条の規定によって算定した額から第一号の額を減額した後の額に第二号の額を加算した額（同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相当する額を減額した額）とする。

一　次に掲げるいずれかの額

イ　第三条第三項の場合において、令和二年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額から返還すべき額を控除した額

ロ　第三条第五項の場合において、令和二年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額

二　第三条第一項第二号の算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「及び令和元年度省令第三条第一項第二号（令和元年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」とあるのは「、令和元年度省令第三条第一項第二号（令和元年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及びこの項」と、「及び令和元年度省令第三条第一項第二号の」とあるのは「、令和元年度省令第三条第一項第二号及びこの項の」と、「（令和元年度省令第三条第一項第二号」とあるのは「（令和元年度省令第三条第一項第二号及びこの項」と、「当該過大に算定された額の合算額」とあるのは「当該過大に算定された額の合算額（令和二年度において返還すべき額を除く。）」と読み替えるものとする。

２　前項の規定によって算定した令和二年度三月震災復興特別交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

３　前項の場合において、令和二年度三月震災復興特別交付税額から減額することができない額の措置については、別に省令で定める。

（令和二年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期並びに算定方法等の特例）

第六条　第一条、第二条及び第四条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、令和二年九月及び令和三年三月以外の月において、令和二年度分の震災復興特別交付税の額を決定し、交付する。

２　第三条及び前条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、令和二年九月及び令和三年三月以外の月において、令和二年度分の震災復興特別交付税の額を加算し、減額し、及び返還するものとする。

（令和二年度震災復興特別交付税額の一部を令和三年度において交付する場合の算定方法等）

第七条　法附則第十二条第一項の規定により、法附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部を令和三年度分の地方交付税の総額に加算して交付する場合における、地方団体に対して交付すべき震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額、交付時期及び交付額並びに震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還については、別に省令で定める。

（意見の聴取）

第八条　普通交付税に関する省令第五十五条の規定は、法附則第十五条第四項において準用する法第二十条第一項及び第二項の規定による意見の聴取について準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

一	二
（一）　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十四条第二項の規定による負担金	（一）　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項又は第二項の規定による負担金
（二）　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項の規定による負担金	（二）　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第二項の規定による負担金
（三）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第五条の規定による負担金	（三）　道路法第五十条第一項の規定による負担金（一の項（五）に掲げるものを除く。）
（四）　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第一項の規定による負担金	（四）　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一項の規定による負担金
（五）　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十条第一項の規定による負担金（三陸沿岸道路整備事業又は相馬福島道路整備事業に係るものに限る。）	
（六）　道路法第五十条第二項の規定による負担金	
（七）　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二十六条第一項の規定による負担金	
（八）　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六十条第一項の規定による負担金（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業に係るものに限る。）	
（九）　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項又は第十一条第四項の規定による負担金	
（十）　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第五条の規定による負担金	
（十一）　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項の規定による負担金	
（十二）　東日本大震災復興特別区域法第五十六条第九項の規定による負担金	
（十三）　福島復興再生特別措置法第十条第四項（同法第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項（同法第十七条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第四項（同法第十七条の十三第二項において準用する場合を含む。）又は第十六条第五項（同法第十七条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による負担金	